

平成 29 年 12 月 26 日

## 広島県「産業廃棄物埋立税」の更新

広島県から協議のあった法定外目的税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

更新される広島県産業廃棄物埋立税の概要は以下のとおりです。

課税団体	広島県
税目名	産業廃棄物埋立税（法定外目的税）
課税客体	産業廃棄物の最終処分場への搬入
税収の用途	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てる。
課税標準	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
納税義務者	産業廃棄物を排出する事業者 （中間処理業者を含む）
税率	1トンにつき 1,000 円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）433 百万円
非課税事項	自社処分（自ら排出する産業廃棄物を自ら有する最終処分場に搬入するもの）については課税免除
徴税費用見込額	（平年度）18 百万円
課税を行う期間	5 年間（平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日）

- ・平成 29 年 10 月 2 日 広島県議会にて改正条例案可決
- ・平成 29 年 10 月 18 日 総務大臣協議
- ・平成 29 年 12 月 26 日 総務大臣同意

担当：自治税務局企画課 西脇係長、安山  
TEL03-5253-5658 FAX03-5253-5659